

単価契約仕様書

建設局建設企画部監理検査課
(担当 青木、津島 電話 222-3548)

件 名	ガソリン（レギュラー）について（監理検査課他）（第4四半期）																														
形状・寸法	スタンドでの給油																														
予 定 数 量	<p>7, 300 リットル</p> <table><tbody><tr><td>(内訳) 建設局監理検査課</td><td>1, 821 リットル</td></tr><tr><td>建設局土木管理課</td><td>300 リットル</td></tr><tr><td>建設局自転車政策推進室</td><td>25 リットル</td></tr><tr><td>行財政局庁舎管理課</td><td>510 リットル</td></tr><tr><td>行財政局防災危機管理室</td><td>85 リットル</td></tr><tr><td>文化市民局地域自治推進室</td><td>50 リットル</td></tr><tr><td>保健福祉局医療衛生企画課</td><td>350 リットル</td></tr><tr><td>保健福祉局障害保健福祉推進室</td><td>120 リットル</td></tr><tr><td>都市計画局風致保全課</td><td>120 リットル</td></tr><tr><td>都市計画局開発指導課</td><td>749 リットル</td></tr><tr><td>都市計画局建築指導課</td><td>200 リットル</td></tr><tr><td>都市計画局公共建築企画課</td><td>450 リットル</td></tr><tr><td>都市計画局住宅政策課</td><td>130 リットル</td></tr><tr><td>都市計画局住宅管理課</td><td>290 リットル</td></tr><tr><td>消防局施設課</td><td>2, 100 リットル</td></tr></tbody></table>	(内訳) 建設局監理検査課	1, 821 リットル	建設局土木管理課	300 リットル	建設局自転車政策推進室	25 リットル	行財政局庁舎管理課	510 リットル	行財政局防災危機管理室	85 リットル	文化市民局地域自治推進室	50 リットル	保健福祉局医療衛生企画課	350 リットル	保健福祉局障害保健福祉推進室	120 リットル	都市計画局風致保全課	120 リットル	都市計画局開発指導課	749 リットル	都市計画局建築指導課	200 リットル	都市計画局公共建築企画課	450 リットル	都市計画局住宅政策課	130 リットル	都市計画局住宅管理課	290 リットル	消防局施設課	2, 100 リットル
(内訳) 建設局監理検査課	1, 821 リットル																														
建設局土木管理課	300 リットル																														
建設局自転車政策推進室	25 リットル																														
行財政局庁舎管理課	510 リットル																														
行財政局防災危機管理室	85 リットル																														
文化市民局地域自治推進室	50 リットル																														
保健福祉局医療衛生企画課	350 リットル																														
保健福祉局障害保健福祉推進室	120 リットル																														
都市計画局風致保全課	120 リットル																														
都市計画局開発指導課	749 リットル																														
都市計画局建築指導課	200 リットル																														
都市計画局公共建築企画課	450 リットル																														
都市計画局住宅政策課	130 リットル																														
都市計画局住宅管理課	290 リットル																														
消防局施設課	2, 100 リットル																														
契 約 期 間	令和8年1月1日～令和8年3月31日																														
契 約 条 件	<ul style="list-style-type: none">給油量はガソリンカードにより管理する（建設局監理検査課分17枚、土木管理課分3枚、自転車政策推進室分1枚、行財政局庁舎管理課分5枚、防災危機管理室分1枚、文化市民局地域自治推進室分1枚、保健福祉局医療衛生企画課分6枚、障害保健福祉推進室分1枚、都市計画局風致保全課分1枚、開発指導課分3枚、建築指導課分1枚、公共建築企画課分3枚、住宅政策課分1枚、住宅管理課分2枚、消防局施設課分34枚 合計80枚）。御池地下駐車場から、半径2キロメートルの範囲にガソリンスタンドがあることを条件とし、落札者は落札後速やかに、ガソリンスタンドの位置を確認できる資料を監理検査課へ提出すること。ガソリンの給油のみで、洗車等その他の業務は含まない。予定数量は、過去の実績又は予測によるものであり、本市の都合により増減する。大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。支払いは、月末まで請求書受領後30日以内に支払う。また、請求書は課又は室等ごと（ただし、建設局に係る請求書については、監理検査課が指定する管理区分ごと）に作成し、課又は室等ごと（ただし、建設局に係る請求書については、監理検査課が指定する区分ごと）に送付すること。公用車の更新等によりガソリンカードの発行等が必要なときには、各課（室等）の指示に従い、速やかに必要な事務手続を行うこと。請求書やガソリンカードの作成、送付等、必要な事務手続の一切は落札者の負担で行うこと。契約期間中に揮発油税法を始めとする法令改正が講じられた場合であっても契約単価は変更しない。ただし、請求書の請求額については、法令改正により減ずることとなる金額を差し引いて請求すること。（請求書には「契約単価に納品量を乗じた金額」と「法令改正により減ずることとなる金額」をそれぞれ個別に記載することとし、詳細は担当者と協議すること。） なお、「法令改正により減ずることとなる金額」の算定方法等については、本市と受注者の協議により定めることとする。																														